



民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へお知らせです



診査 を受診しましょう

健診はいち早く健康状態を知る大切な機会です。元気に過ごすた めにも、年に一度は健診を受診しましょう。

市では、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を 対象に下表のとおり健康診査を行います。個別健診・集団健診のい ずれかをご受診ください。

		国保特定健康診査	後期高齢者健康診査		
B	個別健診	6月1日(土)~11月10日(日)			
程	集団健診	9月2日(月)~10月28日(月)			
会場		受診案内をご覧ください			
	内容	診察・身体測定・血圧測定・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖・貧血・尿酸)・尿検査 >医師の判断に基づき実施…心電図・眼底検査			
対象		40~74歳で国民健康保 険に加入している方	75歳以上または65歳以 上で一定の障がいがあ り、後期高齢者医療制 度に加入している方		
持ち物		必要事項を記入した受診券、健康保険証、昨年の 健診結果(お持ちの方)、集団健診受診決定通知(集 団健診のみ)			
曲	個別健診	各指定医療機関に直接予約			
申込方法	集団健診	6月21日巤まで。電子申請(受診案内に記載の二次 元コードから)または受診券に同封している「集団 健診申込み用紙」を返信用封筒で返送			

- *社会保険等に加入している場合は、加入している医療保険者(協会 けんぽ、健康保険組合等)が健診を実施します。詳しくは、勤務先 にお問い合わせください
- *医療保険未加入で健診の受診を希望する方は、健康づくり推進課 (☎960-1100)にお問い合わせください
- *上記の健康診査を受診した方は、令和6年度の市の人間ドック検診 料助成金は受けられません

間国保年金課▷国民健康保険に加入の方…☎963-9154 ▷後期高齢 者医療制度に加入の方…☎963-9170、118318



▶助成金額・対象・助成要件・必要書類:下表のとおり

「 A M A M A M A M A M A M A M A M A M A				
	国民健康保険	後期高齢者医療制度		
助成金額	令和6年度に受診した人間ドックに要した費用で1万円を限度とし、1人につき一年度に1回			
対象	令和7年3月31日までに35 歳以上になる、国民健康 保険に加入している方	後期高齢者医療制度に加入し ている方		
助成要件	・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がない ・令和6年度に市が実施する特定健康診査または後期高齢 者健康診査を受診していない			
必要書類	人間ドック検診料の領収 証(原本)、人間ドック検 診結果の写し、市指定の 問診・確認票、健康保険 証、世帯主の振込先口座 情報の分かるもの	人間ドック検診料の領収証 (原本)、人間ドック検診結果 の写し、健康保険証、受診者 の振込先口座情報の分かるも の		

- ▶申込期間・方法:人間ドックを受診後、令和7年3月31日 月まで。 申請書、問診・確認票(国民健康保険のみ)、請求書に必要書類を添 えて国保年金課窓口へ。申請書は国保年金課で配布するほか、市 ホームページから印刷できます
- *助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が判明した場 合、助成金を返還していただきます
- *健康診査の基本項目が人間ドックの検診項目に含まれている必要 があります。詳しくは、市ホームページ をご覧になるか、国保年金課にお問い合 わせください
- *申請期限までに必要書類を用意できるよ う、早めにご受診ください

間国保年金課(第二庁舎1階)▷国民健康保 険に加入の方…☎963-9154 ▷後期高齢者 医療制度に加入の方☎963-9170、1 8325





国民健康保険税が改定されました

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられ るよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに支え合う制度 です。その財政状況は、1人当たりの医療費が年々増加していること で非常に厳しくなっており、毎年多額の赤字が発生しています。国民 健康保険制度を持続可能な制度とするため、赤字削減の取り組みとし て、令和6年度から国民健康保険税が右表のとおり改定されました。 間国保年金課☎963-9146、 128304

	所得割率		均等割額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
基礎課税分 (医療分)	7.80%	7.50%	2万9,000円	3万1,900円
後期高齢者 支援金等分	2.45%	2.50%	1万500円	1万1,500円
介護納付金分	2.20%	2.20%	1万1,500円	1万2,000円
合計	12.45%	12.20%	5万1,000円	5万5,400円



国民健康保険税の均等割額にかかる軽減判定の基準所得額が改定されました。

「地方税法施行令」の一部改正に伴い、国民健康 保険税の均等割軽減判定の基準所得額が右表のと おり改定されました。世帯主および16歳以上で国 民健康保険に加入している方全員の令和5年中の 所得申告が必要となります。なお、軽減判定は自 動で行い、軽減該当世帯については軽減後の税額 が通知されます。

間国保年金課☎963-9146、 128302

均等割額	世帯主および同一世帯内の被保険者の総所得金額等の合計額		
軽減割合	令和5年度	令和6年度から	
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下		
5割軽減	43万円+29万円×(被保険者等の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+29万5,000円×(被保険者等の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	
2割軽減	43万円+53万5,000円×(被保険者等の数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	1 4 5 万 円 + 54 万 5 11111円 X (税) (表) 由 若 云 (八) (※) ()	